



気になるアレコレ簡単解説 身近な法律のススメ

新型コロナウイルスと 従業員の対応

1. はじめに

新型コロナウイルス拡大の影響を受けて発令された4月7日に緊急事態宣言や外出自粛要請により企業活動が縮小化されていく中で、従業員への対応に悩まれている方が多いかと思えます。そこで、今回は新型コロナウイルス感染症の影響下における従業員への対応について少しお話させていただきます。

※以下の情報は令和2年4月15日現在の情報のため、内容に変更の可能性があります。



柏事務所所属 弁護士
加藤 貴紀

2. 従業員の出勤について

まず、企業活動の縮小に伴う従業員の休業についてお話させていただきます。

来店者数が減少したこと等の理由で従業員を休ませる場合、「使用者の責に帰すべき事由」（会社側の都合）による休業になりますので、休業期間中は休業手当として少なくとも平均賃金の100分の60に相当する額を従業員に支払う必要があります。その上で、支給要件を満たす場合には、雇用調整助成金の利用をご検討いただくといいかと思えます。

なお、不可抗力による休業の場合は休業手当を支払う必要はありませんが、「不可抗力」と言えるかどうかは微妙な判断を要しますので、安易な判断は避けていただくことをおすすめいたします。都道府県知事による休業要請がこの不可抗力に該当するかどうかについても統一的な解釈がありませんので要注意です。

また、従業員が新型コロナウイルスに感染し都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、休業手当を支払う必要はありませんが、感染が疑われる程度で休業させる場合については休業手当が必要になってくるかと思えます。

3. 従業員の整理解雇について

次に、企業活動の縮小に伴う人員整理についてお話させていただきます。

従業員を整理解雇する場合には、人員削減の必要性や解雇回避努力の有無等勘案して通常の解雇よりも厳格に有効性が判断されることとなりますので、人員削減をご検討される場合についても慎重な判断が必要になってきます。なお、解雇が無効と判断された場合、解雇をした後の賃金を従業員から請求されるリスクが発生し、結局会社にとって不利益となることも考えられます。

4. 最後に

紙面の関係上あまり多くの情報をお伝えできませんでしたが、上記の他にも従業員対応で問題となってくる事項は多岐にわたります。

現在、当事務所では千葉県企業様限定で新型コロナウイルスに関する無料法律相談を実施しておりますので、お気軽にご連絡いただければと思います。

<https://www.yotsubasougou.jp/works/problem/others/specially/> (文責：弁護士 加藤貴紀)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間：午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



新型コロナウイルスに関するリンク集

新型コロナウイルス肝炎肺炎で亡くなられた方々にお悔やみ申し上げるとともに、影響を受けた方々の一日も早い回復と、感染の早期終息を心よりお祈り申し上げます。

当事務所でも、新型コロナウイルスに関するご質問・ご相談を多くいただいておりますが、情報が複数のページに散らばっており、どのページを紹介すべきか悩ましいときもあります。そこで、新型コロナウイルスに関するリンクを下記にまとめてみました。



千葉事務所所属 弁護士
村岡 つばさ

<Q&A等>

■厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

⇒新型コロナに関連する企業対応につき、Q&Aの形でまとまっています。お困りの際はまずはこちらをご覧くださいのが良いと思います。なお、労働者の方向けのQ&Aもあります。

■厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

⇒こちらは一般の方向けのものです。緊急事態宣言と政府の方針等も記載されています。

■千葉県 HP

<https://www.pref.chiba.lg.jp/index.html>

⇒千葉県の新型コロナウイルスの感染情報等が掲載されています。

先日発令された緊急事態宣言を受け、休業要請の対象業種・範囲等も下記頁に掲載されています。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/shisetsu.html>)

■千葉県 HP 中小企業者支援について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/ncov/ncov-index.html>

⇒千葉県の中小企業に対する金融支援の情報が掲載されています。

■経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

⇒相談窓口、資金繰り、給付金等につき、全65頁に亘り説明がなされています。

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



<助成金等>

■厚生労働省 雇用調整助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

⇒新型コロナの影響を受け、事業縮小を余儀なくされた会社に対し、一定額の休業補償等を助成する内容の助成金です。雇用調整助成金の制度の説明、申請方法等が記載されています。

■厚生労働省 テレワークコース等の助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/syokubaisi_kitelework.html

⇒こちらは、新型コロナ対策として新たにテレワーク等を導入した際に、一定の範囲で導入費用等が支給される助成金です。

■厚生労働省 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

⇒新型コロナの影響で小学校等が臨時休業となり、出勤が困難になった労働者に対し、特別休暇の付与等を行った会社に、一定額の休業補償等を助成する内容の助成金です。

<相談窓口>

■千葉県弁護士会 新型コロナウイルスの対応に関する事業者・労働者向け法律相談のご案内

<https://www.chiba-ben.or.jp/news/2020/000576.html>

⇒弁護士会が主催する、初回30分無料の相談窓口となります。企業向け・労働者向けの相談窓口がございます。

■千葉県 HP 新型コロナウイルスに関する中小企業者等相談窓口

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/singata-koronavirusu-kigyousoudan.html>

⇒千葉県の企業様が対象となっている、金融、経営等の相談窓口となります。

(文責：村岡つばさ)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋呑番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間：午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



代表弁護士大澤一郎の

「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

～第33回 柏駅周辺の飲食店の持ち帰りメニュー～



この度の新型コロナウイルス感染症において亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被患された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。また被患された方々の1日も早い回復と、困難な状況にある皆さまが1日でも早く日常を取り戻されることを心よりお祈り申し上げます。

さて、皆様ご自宅で夕食を食べる機会が増えていることかと思えます。飲食店を応援するためにも、大澤もよく使うお勧めのテイクアウトの店舗をご紹介します

■福来麺菜館 柏市柏中央2丁目2-32

中華料理のお店ですがテイクアウトもできます。お勧めは色々ありますが、麻婆豆腐、イカと大葉の炒めがお勧めです。中国人のシェフが多分作っていると思うのですが、本格的な中華料理という感じの味がします。あと、料理の内容と比較して値段が安いです。



中華料理は赤ワインの相性が一般的にはよいですが、白ワインの場合には、ブドウ品種ゲヴェルツラミネールがおすすめです。他のアジア料理にも相性がよいです。

■柏 大江戸 柏市柏2丁目5-1

回転寿司ですが持ち帰りも可能です。お勧めは色々ありますが、値段とのバランスでいうと、あじ・いわし・鉄火巻などがお勧めです。駅の近くなので持ち帰りにも便利です。ちなみに、近くのイトーヨーカドーの1階にある持ち帰り専門の千代田寿司は、閉店間際になると半額セールなどを始めてすごく値段が安くなります。



寿司はワインと相性が結構難しい印象はありますが、白ワインのソーヴィニヨンブランがバランスがよいような気がします。

■天井てんや 柏市柏1-6-7

柏事務所の近くに 있습니다。天井だけでなく、天ぷらの持ち帰りができます。おすすめは「きす」です。天ぷらとワインは全体的に相性がよいので、どのようなワインでもあうと思います



【文責】大澤一郎

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。